

第3回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和2年8月7日（金）14時59分～15時32分

2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室

3 出席者

【委員】 公益委員 石岡委員、佐藤委員、飛鳥委員、戸沢委員、森委員
労働者委員 赤間委員、秋田谷委員、小枝委員、黒滝委員、野坂委員
使用者委員 小笠原委員、田中委員、三上委員、齋藤委員、平野委員
【事務局】 細田労働基準部長、吉田賃金室長、成田賃金係長、
長尾厚生労働事務官

4 開 会

賃金係長 それでは皆さんお揃いですので、ただ今より「令和2年度第3回青森地方最低賃金審議会」を開催いたします。

初めに、請園局長ですが、本日、急遽、所用により本審議会に出席できなくなりましたことをお知らせいたしますと共に、お詫びいたします。

次に、令和2年8月7日付けで、新たに審議会委員にご就任されました方をご紹介します、辞令を労働基準部長から交付させていただきます。

公益代表委員の戸沢冬樹（とざわふゆき）様でございます。

部長、お願いいたします。

（細田労働基準部長から戸沢委員に対し辞令を交付）

石岡会長 それでは、新しく委員になられました戸沢委員から一言ご挨拶をいただけますか。

戸沢委員 8月にNHK青森放送局に赴任して参りました戸沢と申します。よろしく申し上げます。

通常ですと、6月ぐらいに交代がありまして、審議も滞りなく参加できるんですが、今年ちょっと、こちら、NHKもコロナの対応などで異動の時期がずれて、まさにこの一番大事な時に初めて参加するということになりましたが、いろいろ教えていただきながら、務めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

賃金係長 本日の委員の出欠状況ですが、全員出席されておりますことを報告いたします。

本日の審議会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行いましたところ、3名の傍聴申し込みがあり、会場に入室していることをご報告い

たします。

本日の審議会では、「青森県最低賃金の改正決定について」ご審議いただきます。

それでは、以後の議事進行につきましては、石岡会長によりしくお願いいたします。

石岡会長　それでは、よろしくをお願いいたします。

最初に、審議会の議事録の署名者を指名することといたします。

労働者代表委員からは赤間委員、使用者代表委員からは小笠原委員にお願いしたいと。よろしく申し上げます。

(両委員から、了承の声)

5 議 事

(1) 青森県最低賃金専門部会長報告

石岡会長　それでは、早速議事に入ります。

初めに、青森県最低賃金の改正に関する専門部会の審議が終了いたしました。会長であるわたくしが部会長でもありましたので、佐藤部会長代理から報告をお願いしたいと思います。佐藤部会長代理、よろしいでしょうか。

佐藤部会長代理　それでは、わたくしから報告させていただきます。

委員の皆様のお手元に、青森県最低賃金の改正決定に関する報告書という文書が配布されていると思いますが、結論の部分について読み上げさせていただきます。

当専門部会は、令和2年7月3日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

以下は省略しまして、別紙1のほうをご覧いただきたいと思います。2枚目ですが、その項目の4項目めです。

前号の労働者にかかる最低賃金額1時間793円。

以上です。

石岡会長　はい。何かご質問とかはございますか。

特によりしくでしょうか。

(委員から、「特になし」)

石岡会長　ただいま、佐藤部会長代理から報告がありましたが、専門部会では、意見が分かれまして、最終的に採決という形をとらざるを得ませんでした。な

んとか全会一致ということができないかということで、だいぶ努力をしてみただけですが、残念ながら、意見の相違があり、採決という形になったということでございます。その上で、専門部会の審議結果、ただいま報告がありました結果、これを本審の決定とするということについて、採決により決定をしたいというふうに思います。

採決の方法は、挙手をもって行いたいと思います。会長であるわたくしは採決には加わりません。

それでは、賛成の方、挙手をお願いします。

(公益代表委員 4 名、労働者代表委員 5 名の挙手あり)

石岡会長 はい。ありがとうございます。9名ですね。
反対の方、挙手をお願いします。

(使用者代表委員 5 名の挙手あり)

石岡会長 はい。それでは、賛成が9名、反対が5名、ということでございます。
最低賃金審議会令第5条第3項におきましては、「審議会の議事は、会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」とされていますので、青森県最低賃金は、専門部会の審議結果のとおり、本審として決定することといたします。

(2) 青森県最低賃金の改正決定に関する答申

賃金係長 それでは、答申に移らせていただきます。

青森地方最低賃金審議会の石岡会長より、青森労働局長に対する答申文を手交願います。

(石岡会長が、答申文を読み上げて、細田労働基準部長へ手交)

(会長を含め全員に、答申文の写しを配付)

賃金係長 答申に至った経緯等につきまして、石岡会長からお願いいたします。

石岡会長 答申の内容につきまして、一言、ご説明申し上げます。

この度、青森県最低賃金を3円引上げて、793円とすることに決定をし、答申をいたしました。

先ほども申し上げたとおり、専門部会では、全会一致には至らず、また、本審によっても全会一致には至らなかったわけですが、使用者委員の方からは、現在のコロナ禍と言われる、大変厳しい状況、それに基づいてですね、各企業、県内企業も大変苦しい状態にあるということのご説明

がございました。我々、公益委員としましてもですね、その問題については、まったくその通りである、というふうに判断いたしますので、例年行ってきた年3%程度の金額で20円を超える、そういう引き上げというのは、今年は、これは無理であるというふうに考えておりました。

しかしながら、最低賃金制度の趣旨が非正規労働者等交渉力を持たない非組織の低賃金にいる労働者の権利保護にあるというような趣旨を考えますと、厳しい状況にあるのは、低賃金労働者の方も同じでありますので、少しでも将来に希望が持てるような、そういうことで少しでも引き上げが必要であろうというふうに考えたわけであります。

最終的に、使用者委員の方も金額を引き上げること自体にはご同意いただいたのですけれども、その引き上げる金額については、なかなか意見の調整がつかず、最終的に公益委員側で地域間格差の縮小、今回も東京は据え置きとなっておりますけれども、その他、首都圏でも1円プラス、2円プラスというところがございます。同じ東北でも宮城は、1円プラス、こういう状態ですので、地方が引上げをしないといつまで経っても格差は縮まらない。結局、人口流出、こういったものの抑制にも繋がらないと。こういったこと等を総合的に考慮いたしまして、3円の引上げということになったわけでございます。

審議会の委員の皆様におかれましては、丁寧かつ真摯な審議をいただき、心より感謝申し上げます。

また、県民の皆様におかれましては、以上のような状況をご理解の上、是非ともご協力いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

賃金係長 以上をもちまして、答申を終了させていただきます。
続きまして、青森労働局長の御礼の挨拶を申し上げます。

6 局長挨拶

基準部長 労働基準部長の細田でございます。

ただいま答申を頂戴いたしました。お礼を兼ねて一言ご挨拶申し上げます。

今年度の青森県最低賃金の改正につきましては、石岡会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、公私ご多用の中、累次にわたりご審議を賜り、労使各側からそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分に審議を尽くしていただき、本日、答申いただいたことに心からお礼申し上げます。

そして、新型コロナウイルス感染症という前例のない困難な状況の中、また、暑い時期に密度の濃い審議をしていただき、委員の皆様方には大変なご苦勞をおかけしたことと存じます。改めて、心から御礼申し上げます。

答申いただきました青森県最低賃金につきましては、今後、異議申出期

間を置きまして、速やかに改正決定の事務手続きを進めていくこととなります。

改正が確定いたしましたら、まずは周知広報活動について、そしてその後の履行確保についても万全を期してまいります。

委員の皆様におかれましては、今後とも格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます、御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

賃金室長 続きます、わたくしのほうから今後の事務手続き等についてご説明をさせていただきます。

今後の手続きを経て改正の運びとなりましたら、改正最低賃金額の周知広報に努めるとともに、業務改善助成金、キャリアアップ助成金などの支援策の活用、あるいは、生産性向上に伴う賃金引上げに関する相談支援をワンストップで無料で受けられる「働き方改革推進支援センター」等の活用など、中小企業者に対する支援につきましても、あらゆる機会をとらえて周知に努めてまいりたいと思いますので、委員の皆様にもご協力を賜りたいと存じます。

それでは、ただいま答申をいただきました青森県最低賃金の今後の事務手続きについて説明をいたします。

異議の申出の公示を、本日8月7日から8月24日まで行うこととなります。

それまでの間に、異議の申出がありました場合は、審議会を開催し、異議申出についてご審議をいただくこととなります。

開催日につきましては、異議申出の締切日8月24日の翌日でございます、8月25日火曜日の午前10時半からを予定しております。

なお、金額の改正がございますので官報の公示が必要となり、最短でいきますと、9月3日に官報公示を行い、発効予定日は令和2年10月3日ということとなります。

以上でございます。

石岡会長 はい。皆様方から何かございますか。
よろしいでしょうか。

(委員の間から、「特になし」の声)

石岡会長 それでは、以上で青森県最低賃金の改正決定に関する審議を終了いたします。

続きます、産業別最低賃金について、審議をいたしますけれども、ここで少し、休憩を入れたいと思います。

5分程度、休憩したいと思います。

～休憩～

賃金係長 それでは、石岡会長よろしく申し上げます。

石岡会長 それでは、審議を再開いたします。
 次の議題の、青森県特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 はい。詳細につきましては、諮問の後に説明をさせていただきますが、産別4業種について、7月30日に、「申出書」の提出があり、申出の要件を満たしていることから、これを受理しておりますことをご報告いたします。

賃金係長 それではここで、産業別最低賃金の改正の必要性の有無について、局長より石岡会長に対しまして諮問をさせていただきます。

（ 細田労働基準部長が、諮問文を読み上げて、石岡会長へ手交 ）
 （ 各委員に対し、諮問文の写しを配付 ）

賃金係長 諮問文の写しを、各委員のお手元にお配りいたしましたので、ご参照ください。

石岡会長 それでは、産業別最低賃金の改正につきまして、関連するものを一括して事務局から説明していただけますか。

賃金室長 はい。初めに産業別最低賃金の改正決定手続きについて、説明をさせていただきます。

 右肩に（産別最賃関係資料）と記載のある資料、ホチキス止めのものですね、これの1ページ、（資1）と書いてあります「フローチャート」をご覧になって頂きたいと思います。

 1の「申出の意向表明」は、今年の3月に受けております。2番の改正決定の申出。これが7月30日にいただいたということで、今日が、この3番の最賃審議会の必要性についての調査審議の諮問。これを今、諮問をさせていただきますということでございます。この後、4、5、6ということで、進んで参りまして、11番まで、一応こういう流れで産業別最低賃金の決定まで、ということになります。

 産業別最低賃金の決定等につきましては、本日、諮問をさせていただきます

した「必要性の有無」で、必要性がありというふうな答申をいただきますと、今度は、金額の改定の諮問をさせていただいて、また調査審議をしていただくということになっており、必要性の有無と改正等について2段階にわたって審議会の調査審議を経ることが要するという事になってございます。

1枚めぐりまして、資料2でございます。その手続きにのって作成した日程表でございます。前回の本審議会の時に提出したのから、各種商品小売業の専門部会につきまして、9月29日9時30分からということで、前回お話をさせていただきましたが、これを、9月30日午後1時30分から、開催場所も青森第二合同庁舎から、今度はラプラス青い森に変更させていただいております、こちらの審議日程で確定をさせていただきたいというふうに思います。

次に、もう一冊のほうの資料ですね。これの2ページをご覧ください。

申出の状況が記載されてございます。

次の3ページからにつきましては、各業種からの「申出書」が付いておりますので、後で見ただければと思います。

申出書は、全ての業種、繰り返しになりますが、7月30日に提出をされております。

申出書の審査にあたりまして、適用労働者数に対する申出労働者数につきましては、各業種とも3分の1を超えていること等、改正決定の申出のために必要な形式要件を具備していることを審査の上、特に問題がないということから正式に受理をしておりますことを、改めてご報告いたします。

次に、「検討小委員会」と「産別の専門部会」の具体的な手続きについてご説明いたします。

初めに検討小委員会でございますが、また産別のほうの資料に戻っていただきまして、先ほどの日程から1枚めぐりますと、資料3、資3というのがございますが、これは昨年度「必要性の有無」を検討いただいた、「産業別最低賃金検討小委員会」の委員の方々の名簿であります。

「検討小委員会」では、申出人と参考人から意見聴取をいたしますが、資料4につきまして、昨年度の小委員会の意見聴取を行った申出人と参考人の方の名簿になります。

先ほど見ていただいた資料2の日程表のとおり、今年は、検討小委員会を9月11日と9月14日に行い、ここで意見聴取を予定しておりますので、労使各側におかれましては、「参考人または申出人」をご推薦いただきまして、できましたら来週の金曜日8月14日ぐらいまでを目途にですね、FAX等により、ご連絡を頂きますようよろしくお願いをいたします。

推薦をいただいた申出人、参考人に対しましては、事務局から「意見聴取メモ」、資料7をお送りさせていただきまして、だいたい今月末8月28日

の金曜日ぐらいまでに作成・提出をお願いしたいという予定としてございます。

さらに、資料5でございますが、参考に昨年度の専門部会委員の名簿をお配りしております。

検討小委員会の後、ここで「改正の必要性有り」という答申をいただいた後になりますが、「改正決定の諮問」を受けて設置される「専門部会」につきまして、この部会委員の推薦準備も併せてお願いをいたします。

正式にはですね、「必要性有り」の答申のあと、委員の推薦をいただくための公示を行いまして、その公示したという連絡を各団体等にお送りをするということになりますが、例年と同じようにですね、公示期間に余裕がございませんので、部会委員の人選につきましては、早めにご準備いただければというふうに考えております。

以上でございます。

石岡会長 はい。何かご質問はございますか。
よろしいでしょうか。

(委員の間から、「特になし」の声)

石岡会長 はい。それでは、労働局長から諮問がありましたので、例年どおり産別の検討小委員会を設けまして、必要性の有無についてまず審議をすることといたします。まず、検討小委員会の委員の選任を行いたいと思います。

公益委員につきましては、わたくし、それから佐藤委員、飛鳥委員を指名させていただきます。

労・使の代表委員については、いかがいたしましょうか。

～労使の意見調整～

赤間委員 例年通りでいきますか。私と秋田谷委員と野坂委員で。

石岡会長 はい。

小笠原委員 使用者側は、昨年同様、全員で対応したいと思います。

なお、馬場委員から田中委員に代わっておりますので、資料3の下のところにありますとおり、各種商品、自動車のところが、馬場に代わって田中委員が。ということで、今年度は昨年同様で対応させていただこうと思っています。よろしく願いいたします。

石岡会長 はい。

石岡会長 よろしいですね、皆さんも。

(委員の間から、「異議なし」の声)

石岡会長 では、そういうことで進めていきたいと思えます。
それでは、指名された委員の方々、また産別のほうでも引き続きよろしく
お願いいたします。
そのほか、日程など何か質問はございますか。
特によろしいでしょうか。

(委員の間から、「特になし」の声)

(4) その他

石岡会長 それから、その他、何か事務局からございませんか。

賃金室長 本日はございません。

7 閉 会

石岡会長 それでは、本日の審議会はこれをもって終了したいと思います。
どうもお疲れ様でございました。